

平成21年 1 月宮崎県臨時県議会

厚生常任委員会会議録

平成21年 1 月22日

場 所 第1委員会室

平成21年 1月22日（木曜日）

午前10時33分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正
予算（第3号）

出席委員（9人）

委員 長	権 藤 梅 義
副 委 員 長	山 下 博 三
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	横 田 照 夫
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	宮 本 尊
福祉保健部次長 （福祉担当）	野 田 俊 雄
福祉保健部次長 （保健・医療担当）	宮 脇 和 寛
子ども政策局長	山 田 敏 代
部参事兼福祉保健課長	畝 原 光 男
医療薬務課長	高 屋 道 博
薬務対策監	串 間 奉 文
国保・援護課長	江 口 勝 一 郎
長寿介護課長	大 重 裕 美
障害福祉課長	村 岡 精 二
障害福祉課部副参事	杉 本 隆 史

健康増進課長	相 馬 宏 敏
子ども政策課長	佐 藤 健 司
子ども家庭課長	舟 田 美 揮 子

事務局職員出席者

議事課主幹	老 岐 哲 也
総務課主任主事	児 玉 直 樹

○権藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時36分再開

○権藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 当委員会に御審議をお願いしております議案の御説明に入ります前に、幹部職員の不在について御報告をいたします。

今ほど委員長のほうからお話のありましたとおり、衛生管理課の川畑芳廣課長が、今月の13日に交通事故で亡くなりました。温厚な人柄で、仕事に情熱を持って取り組む職員で、私も心から信頼し、また、同僚や部下からも大変慕われておりました。亡くなる前日、1月12日が60歳の誕生日でありまして、ことしで定年を迎えるというところであったわけですが、定年

後も獣医師のリーダーとして県政のために大いに寄与していただけるものとおったところでもあります。彼のようなすばらしい人材を亡くしまして、本当に残念に思っております。ただいま黙禱していただきましたけれども、本当にありがとうございました。

なお、衛生管理課長は、当分の間、宮脇和寛保健・医療担当次長の事務取扱となりますので、同課の所管事項につきましては宮脇次長のほうで対応させていただきます。

また、健康増進課の古家隆副参事につきましては、引き続き、病気療養中のため当委員会を欠席させていただきたいと存じます。

以上、御了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」につきまして御説明を申し上げます。

先ほどの本会議での知事の提案理由説明にもございましたように、100年に1度と言われる世界的な景気低迷の中で、我が国の経済・雇用情勢は深刻な状況にありまして、現在、国においては、経済対策や雇用対策等の議論がされております。本県においても雇用調整の動きが出るなど大変厳しい状況にあることから、県としましては先月22日に、知事をトップとする「経済・雇用緊急対策本部」を設置し、同26日に、本県経済の回復と県民生活の安定を図る対策を「経済・雇用緊急対策」として取りまとめ、現在、これにのっとって県民の不安解消に向けたさまざまな取り組みを実施、検討しているところでもあります。

こうした流れの中で、国の第2次補正予算を受けて対応すべきものについては、今後の国の

動向を踏まえ適切に対応したいと考えておりますが、今回の補正予算は、国の第2次補正予算の成立を待たずに、県として緊急に対応すべき対策のうち、予算補正が必要なものについてお願いをするものであります。

では、20年度1月補正歳出予算説明資料、21ページをお開きいただきたいと思います。福祉保健部では新たに、2つの事業の実施に必要な経費として、21ページの補正額欄の上から2行目に当たりますが、一般会計で6,695万円の増額補正をお願いしております。

事業の概要ですが、まず、介護人材の育成・確保を図るとともに、雇いどめ等を受けた方などの介護職への就労を支援するため、社会福祉法人が行う介護の体験実習の取り組みに対しまして、補助に要する経費として895万円、また、食の安全対策の強化のため、現在、衛生環境研究所に配備している残留農薬等の高度分析機器の増設または更新に要する経費として5,800万円をお願いしているところであります。この結果、福祉保健部の一般会計予算額は、補正後の額の欄の上から2行目ですが、793億7,386万7,000円となっております。

なお、事業の詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長より御説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

私からは以上であります。

○大重長寿介護課長 それでは、議案第1号「平成20年度一般会計補正予算（第3号）」について、長寿介護課分を御説明いたします。

お手元の平成20年度1月補正歳出予算説明資料をごらんください。23ページでございます。長寿介護課分といたしましては895万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の

予算額は127億8,635万2,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。25ページをお開きください。事項の欄で老人福祉施設整備等事業費について895万円の増額補正をお願いしておりますが、事業の概要につきましては委員会資料で御説明をいたします。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。「介護技術速習支援事業」でございます。

まず、1の事業目的でございますが、景気低迷に伴う離職者の方を中心に介護現場での集中的な体験実習を行い、介護技術の習得を図ることで、介護職としての就労を支援するとともに介護人材の確保に資するものであります。

次に、2の事業概要であります。本事業は、離職者等を対象として実習手当を支給の上、介護現場で実習を行う社会福祉法人に対しまして、実習に要した経費の一部を補助するものでございます。通常、実習者は無給でございます。ただ、本事業が経済・雇用緊急対策関連事業であることを考慮しまして、また、離職者等の生活支援の観点から、今回、実習手当につきましても補助の対象とするものでございます。

次に、(1)の実習の概要について御説明いたします。①の実習対象者につきましては、アの雇いどめ等により離職した者、イのその離職者の家族、ウの介護業務未経験で現に就労していない者のいずれかに該当する県内居住者を対象と考えております。応募多数の場合は、ア、イ、ウの順番で優先することとしたいと考えております。ただし、在学中の者及び、資料にはございませんが、18歳未満と65歳以上の者は除くこととしております。

次に、②の募集人数は40名で、うち実習手当の支給対象者は30名としておりますが、この差につきましては後ほど御説明いたします。

次に、③の実習期間は、アの2月16日から3月29日までの6週間、あるいはイの3月2日から3月29日までの4週間の2つとしておりまして、募集から実習開始まで日程的には非常に厳しい6週間コースにつきましては、雇いどめ等により現に収入のない方を対象にして、それ以外の方々は4週間コースを充てようというふうに考えております。

次に、④の実習対象者の募集期間につきましては、今議会での補正予算成立後、速やかに募集を開始しまして、2月中旬を応募締切日としたいと考えております。

次に、(2)の補助対象経費であります。①の実習受講者に対する実習手当につきましては、補助対象者数は30名で、補助額は県の22条職員の賃金単価と同額の日額5,650円としております。なお、米印で「失業給付受給者は補助対象外」として募集人員40名と、今の補助対象者30名の差10名が失業給付受給者と想定しておりますけれども、失業給付額が補助単価の5,650円を下回っている場合など、失業給付受給者それぞれに状況が異なっておりますので、失業給付受給者は補助対象外というのはあくまでも原則でございまして、それぞれの方の状況に応じた対応をしたいと考えております。また、予算的にどうなるのかということですが、補助対象者30名全員が6週間対応という形で積算をしております。先ほど申し上げました、雇いどめ等により収入のない方のみを6週間対応と考えましたことから、仮に40名全員に何らかの形で実習手当を支給しても対応できると考えております。

また、②の実習に要する経費につきましては、現場で実習を指導する職員の人件費等相当としまして、1人当たり5万円を上限に日額3,000円を補助することとしております。

次に、3の事業費でございますが、総額で895万円をお願いしております。内訳としましては、社会福祉法人に対する補助として、(1)の実習受講者に対する実習手当が559万4,000円、(2)の実習に要する経費が200万円、(3)の広告費が135万6,000円となっております。以上でございます。

○宮脇福祉保健部次長 衛生管理課分の補正予算について説明いたします。

お手元の平成20年度1月補正歳出予算説明資料の27ページをお開きください。衛生管理課といたしましては5,800万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は15億3,505万円となります。

29ページをお開きください。上から5段目になりますが、(事項)食品衛生監視費5,800万円の増額補正であります。これは、説明の欄1の残留農薬・抗生物質等検査であります。事業の内容等につきましては常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。「残留農薬・残留抗生物質等の検査事業」についてであります。

1の事業の内容であります。食の安全対策の強化を目的として、衛生環境研究所に残留農薬等の高度分析機器を配備し、検査能力の向上を図るものであります。

2の補正の理由であります。昨年中国産冷凍ギョーザによる健康被害事例や、中国産の牛乳及び乳製品を原材料とした食品のメラミン混入事例、さらには事故米不正規流通事例等

が相次いで発生し、県民の食の安全性に対する不安が高まっている状況にあります。これらに対応するためには、食品中の残留農薬等の検査体制をさらに充実し、食の安全確保を図ることが重要となっております。県では現在、衛生環境研究所、食肉衛生検査所及び財団法人宮崎県公衆衛生センターにおきまして食品の残留農薬等の検査を実施しておりますが、今後、さらに検査可能な農薬数と検体数を増加し、検査体制の充実・強化を図る必要があります。このため、今回の経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正を活用して、検査に必要な高度分析機器の整備充実を図るものであります。

3の購入する備品の内容であります。表にありますとおり、1番目のLC/MS/MSは、1台を追加配備するものであります。2番目のGC/MSは、2台あるうち老朽化した1台を更新します。3番目のHPLCは、老朽化したことにより更新するものであります。配備先はいずれも衛生環境研究所で、購入費用は3台合わせて5,800万円を予定しております。

4の事業効果であります。4点ございます。1番目といたしましては、検査検体数及び検査項目数が増加することにより検査体制の強化が図られることとなります。

2番目といたしましては、使用頻度が高く、フル稼働しているLC/MS/MSを1台追加配備することで、現在の検査待ちの状態が解消されます。また、GC/MSを使用して200種類を超える農薬を検査する残留農薬検査では、現有機器には限界があり、1検体を2回に分けて検査していますが、今回、より高性能のGC/MSを導入することによりまして1回で検査できることとなります。これらにより検査時間が短縮され、検体数の増加への対応や、基

準違反が確認された場合には流通禁止等の速やかな措置をとることができます。

3番目といたしましては、下の表2にありますように、化学物質が原因と推測される食中毒等の検査件数が、平成19年度から検体数、項目数とも大幅に増加しております。これは、中国産冷凍ギョーザ事例発生以降に、「食品を食べると舌がしびれた」あるいは「のどがひりひりする」等の健康被害を訴えられた事例によるものであります。これらの苦情により衛生環境研究所に持ち込まれる突発的な検査については、現在、通常の検査をとめて優先的に対応しているため、通常検査に支障が生じておりますが、今回の整備により解消が図られます。

4番目といたしましては、LC/MS/MSの追加により、簡易な前処理でメタミドホスやメラミン等の有害化学物質の特定が可能となり、県民の健康被害等へ迅速に対応できるなどの効果が期待できるものであります。

衛生管理課は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○榎藤委員長 以上で執行部の説明が終了しましたが、議案の内容につきまして質疑をお受けたいと思います。

○徳重委員 まず、介護技術速習支援事業についてお尋ねします。募集はわかるんですが、社会福祉法人事業所の申請はどうされるんですか。全施設に流されるんですか。

○大重長寿介護課長 県内に79特別養護老人ホームがございますが、全施設に協力をお願いする文書を差し上げようと思っております。ただ、30人施設など施設によっては受け入れが困難なところもありますので、最寄りの施設に対して希望を出していただきまして、そこと宮崎市にございます福祉人材センターが、受け入れ

可能ですかという調整をやった上で、受け入れ先を決定していこうというふうに考えております。

○徳重委員 79施設ということですが、今恐らく、特老なり介護施設においては人材が足りないという状況にあるんじゃないかと予想されます。また、こうして支援までしていただくということになりますと、労働緩和というかいろんな面で——指導の時間もあったりしてマイナス面も出てくるかもしれませんが、プラスになることのほうが大きいと予想されます。そうなりますと、うちは2人くれ、3人お願いしたいんだというところも出てくるような気がしてならないんです。そうなりますと、40人という枠をはめるということはいかがかなと、公平性を欠くんじゃないかなというような気がしますが、いかがでしょうか。

○大重長寿介護課長 緊急対策ということで、2月から3月にかけて日程的に非常に厳しい状況の中で取り組もうということなんですが、実を言いますと、各施設とも介護福祉士の養成施設とか学校から経常的に実習生を受け入れております。ですから、今回お願いをしましても、その期間学校等の予約が入っておりますということも、現実にはあろうかと思えます。そこら辺の調整につきましては、実際にどのくらい応募が来るのか応募者の状況、それと施設の今の状態を見ながら考えてまいりたいと思えます。

○徳重委員 私はかなり応募があるんじゃないかと思えますが、県は40名以下だという予想をされているんですか。今、40名の募集人員ですよ。そんなに来ないという予想かどうか。

○大重長寿介護課長 40名という数字を上げておりますけれども、事前に調査をした数字ではございません。3つの条件をつけております。

雇いどめによる離職者。それから、離職者に男性が多いと仮定した場合に、その奥さんが、「じゃ、私がちょっと経験してみましようか」というのが2番目の想定でございます。県の臨時職員の募集を見ましても、意外に今のところは少ないということも聞いておりますので、1番、2番の応募者が実態として非常に少なかった場合に、せっかく今事業を立ち上げますので、未経験の方を3番として上げております。3の方については、通常は無給が原則でございます。ただ、今回の事業にのっけて、1、2は有給、3は無給というのも事業の構成上問題がございますので、応募者が多数のときには3のところ調整をさせていただくと、一応そういうことで考えております。

○徳重委員 さっきちょっとお話の中であつたんですが、男女の差というんですか、男性でも女性でも全く同一の扱いという基本的な考え方ですか。

○大重長寿介護課長 実習手当の額につきましては全く同額ということでございまして、応募があつた段階でも、男性、女性を考えずに優先順位に従って適用していくということで考えております。

○徳重委員 先ほどもちょっと申し上げましたが、私は施設からの要望のほうが多いと、こういう見方をするんですが、もしそうなつた場合、この予算の枠を一步もはみ出せないという考え方ですか。最後にお尋ねしておきます。

○大重長寿介護課長 一応予算の枠の中で今回の事業は進めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 確認をさせていただきたいんですが、今回の介護の支援事業については、社会福祉法人に県が補助をやって、社会福祉法人が離

職者等に日額等を払うということではないんですね。

○大重長寿介護課長 御説明の中でも申し上げましたとおり、本来は、実習は技術を習うわけですから、お世話になりますということで、実習者のほうから逆に謝礼を持っていくというのが通常でございます。ただ今回は、先ほど申し上げましたように、緊急対策ということもございまして、個人個人に事業者として県が補助金を出すというのは、実態としては正しい実態なんですけれども、現実には、今困っている離職者の方、その日その日の手当をもらいたいという方も中にはおられるかもしれません。そうした場合には、県のシステムでは一日一日手当を支払うということは無理ですので、そのところを社会福祉法人のほうで一応払っていただいて、その払われた実績に応じて県が法人に補助をしていきたいと思いますという事業の組み立てにしております。

○丸山委員 雇用保険の受給者は対象外となつていたり、かなり事務的なチェックとか、事務手続も出てくるんじゃないかと思つているんですけれども、社会福祉法人としては、実習費用として1人当たり日額3,000円で十分賄えるぐらいの事務手数料と見ていいということでしょうか。

○大重長寿介護課長 資格者の認定につきましては、県の出先機関のほうで申請書を受けまして、そこで審査をする。社会福祉法人のほうに有資格かどうかという認定をするところまでは考えておりません。ただ単に実習技術の研修を受けていただくということで、実際、宮崎市にございます福祉人材センターが行う短期間（5～6日）の実習の単価が3,000円というところから引っ張り出した数字でございます。

○丸山委員 実習期間について6週間とか4週間と書いてあるんですが、実質、土日は行かないことになるのか。月に換算した場合にはどれくらい支給できるのかお伺いします。

○大重長寿介護課長 4週間コースで20日、6週間コースで30日、1週間で5日、土日はお休みという形で考えております。

それから、現場では夜勤等もございますけれども、今回の研修はあくまでも基本的な技術をマスターしていただくということを主眼にしております。夜勤体制までは考えておりません。日勤での基本的な技術のマスターということで考えております。

○丸山委員 できれば、この事業が終わった後に本格的に、人材不足と言われている介護の現場のほうに従事していただきたいという思惑も、社会福祉法人としてもあるだろうし、県としてもそういうふうに移行してほしいというのはあると思っているんですが、6週間なり4週間終わった後のフォロー対策とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

○大重長寿介護課長 国のほうで緊急対策ということで、昨年12月から、未経験者を介護施設等で雇った場合には、6カ月雇えば25万、さらに6カ月雇った場合、1年後に25万、1年間で50万を事業主に支給するという制度ができております。そここのところが利用できないかどうか、今、私どもも調整をしておるところでございます。

○丸山委員 今回のこの事業で、実質30日、実質20日だけ実習するだけではなくて、人材確保という観点で——社会福祉法人とも連携しないといけないと思っているんですが、本当の人材育成になるような形にさせていただかないと、ただ、このときに予算をつけただけで終わっ

てしまうと意味がないと思っていますので、その辺は十二分に協議を続けていただきたいと思っています。

○横田委員 今回の質問に関連してですけど、多分、実習を受け入れる施設は、人材が不足しているから受け入れるところがほとんどだと思うんです。できることなら、実習が終わったらそのまま雇用していただけるようお願いできればいいんじゃないかと思うんですが、そこあたりはどんなふうになっているのでしょうか。

○大重長寿介護課長 例えば4月からの雇用ということになりますと、お願いをした法人そこそこの御事情もございますので、この事業をお願いする際には、「4月からの継続雇用を前提とするものではありません」という形で御協力をお願いしています。ただ、6週間、4週間やって、非常に頼もしい人材だということで、そちらの法人で採用ということで決断していただければ、それはそれで非常にありがたいことだと考えております。

○横田委員 離職者の家族も対象ということですが、もし離職者が再就職できた場合も、そのまま継続でずっとやっていけるということですか。

○大重長寿介護課長 時期的に年度末までの緊急の取り組みでございますので、状況の変化にはなかなか対応できないかと考えております。ですから、そこで一たん認定して実習に入れば、御家族が就職されても、途中でやめてくださいというわけにはいかないのかなと考えております。

○横田委員 次に、衛生管理課ですけど、残留農薬とか抗生物質等の検査機器を充実していただけるというのは、本当にありがたいことなんですけど、今回の経済・雇用緊急対策という観

ころは考えております。

○高橋委員 先ほどから出ているんですが、最終的には目的は雇用の延長ですよね、実習をして雇用が継続されることだと思うんですが、新卒者との兼ね合いも出てきますし——把握できていたらですけど、定年でやめられる人がいるとか、欠員があったりとか、そういう施設というのは結構あると思うんです。何人ぐらい救えるだろうということは——おわかりでないならないでいいんですけれども、実習をされて、そこで雇用が保たれる、そういうことになったらこの事業が一番いいわけで、100点が差し上げられると思うんですが、どんなでしょうか。

○大重長寿介護課長 各施設がどのくらい人を探しているかということまでは、今のところ当たっておりません。ただ、各施設の状況をお聞きしますと、一般論としては、仮にこういうことがあったときには、「いい人であれば採用も考えます」というお話を聞いているところはございます。

○高橋委員 できれば、そこの施設でそのまま職員として採用ができるような、県としても最大限の働きかけをぜひしていただくようお願いいたします。

○前屋敷委員 引き続きなんですけれども、今回の介護の緊急支援事業は、今お話もそれぞれなされていますが、これが引き続いて雇用に結びつく可能性も非常にないと、期待できる事業だなというふうに思っております。ですから、ぜひ、県からも事業所への働きかけを積極的に行っていただくこととあわせて、全県で40名ですから、私としてはもっと枠を広げていただきたいという思いも非常に強いんですけど、そういった意味では、事業所への協力要請とあわせて応募者の方への周知徹底、一番最後に、広告

費で新聞広告とかチラシのための経費も予定していますが、新聞は県内に広く行くでしょうし、チラシなどはハローワークも含めて置かれるんでしょうけれども、その辺の徹底はどんなふうに考えておられるか。ぜひ十分にさせていただきたいと思います。

○大重長寿介護課長 新聞広告、それからチラシにつきましては、ハローワーク、市町村、県の出先機関に申込書も申請書も一緒に備えつけていこうと思っております。

○前屋敷委員 引き続きですけれども、予算の枠もあってなかなか難しいんでしょうけど、募集が多かったりした経過を見ながら、今回の補正にはのらないかもわかりませんが、引き続いて次の事業計画の中にもでも移行できるような形なども、先のこととして考えながら対応していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○緒嶋委員 実際、介護福祉士などの充足度、宮崎県は現実には足りないのかどうなのか。そういう養成学校もあるわけですが、宮崎県の場合、実態はどうなっておるわけですか。これをやられることはいいことですが、充足されておるのかどうか、そのあたりは調査はあるわけですか。

○大重長寿介護課長 県内の事業者で、介護員を何人置かなくてはいけないという施設の基準を満たしていないところはございません。最低基準は当然満たしております。ただ現実には、最低基準でやっていく上では非常に労働がきついという部分もあります。ですから、そういう形の軽減をしていく上で、臨時職員あるいはパート職員といった方々の手助けを施設現場は必要としているんですが、私が聞いておる限り、宮崎県の場合は、正職員は募集をかければすぐ

埋まってしまう。ただ、忙しい部分を埋めていく機動的な方々が、待遇の問題も当然ございまして、募集をかけてもなかなか集まらないと。県外ではより厳しい雇用情勢があると思うんですけれども、本県の場合には他県ほどの逼迫した状況ではないというふうに考えております。

○緒嶋委員 今度、人件費の3%アップとかいろいろ言われておりますが、給与面でももう少しよくなればまた変わってくるのかなというふうにも思いますし、設置者の経営、運営の中での人件費の割合とかいろいろあるだろうと思うんです。だけど、仕事がない人がこういう仕事につくということは、福祉の全体の向上にもつながるわけだから、いいことだと思いますので、努力していただきたいと思います。

それと、福祉保健部は全体的な予算は約800億ですよね。今度の補正で6,600万円というのは、経済・雇用緊急対策で長寿介護課と衛生管理課だけですが、ほかの課は、経済・雇用緊急対策の補正の要求は、要求したけれども認められなかったのか、最初から予算要求しなかったのか、このあたりはどうなんですか。私は、もう少し福祉保健部で補正があつてよかったんじゃないかという気がしてならんとですが、今度補正して全体的には約800億という予算があるんだけど、補正額としてはもう少し福祉保健部も頑張ったなというようなものがあつてよかったんじゃないかという気がするんですが、そのあたり部長はどうですか。

○宮本福祉保健部長 我々も経済対策、特に年末、非常に厳しい情勢が予想されましたので、福祉保健部としてできる事業はないかということで検討をしたんですけれども、対策の期間が限られているというようなこともありまして、実際に要求をしたのはこの2項目であります。

ちょっと知恵が足りなかったのかもしれませんが、要求できる項目としてはこれぐらいかなということなので要求をしたところであります。

○緒嶋委員 遠慮されたというのは部長の人徳かなという気もしますが、やはり福祉保健というのは、国民生活の中ではだれが考えても、今後充実し、また、経費も必要になるというのはわかっておるわけですので、結果は認められなかったけど、姿勢としては要求するべきだったと。来年度予算の査定もなされておるから、恐らくその兼ね合いもあつてだろうと考えるわけで、21年度の予算が充実してくればいいのかという気持ちもありますけど、前向きの姿勢というのがあつていいのか。財政当局から見れば要求がないほうが楽でいいわけですが、福祉保健というのはだれが考えても充実していかないといかん分野ですので、今後は頑張りたいということをお願いしておきます。

○高橋委員 残留農薬の機器の更新関係でお尋ねしますが、前倒しの更新ですから立派な景気対策だと思うんです。問題は、特殊な機械ですので、すべて県内で調達できるものかどうかお尋ねします。

○宮脇福祉保健部次長 この機器につきましては、それぞれ特殊な機器でございまして、製造業者はそれぞれについて3社ないし4社しかございません。その中で県内に代理店を持っているとなりますと2社程度でございまして、ただ、競争性を確保するということがございまして、県内に代理店があるかどうかということとは限定しないで、一般競争入札で対応するということを考えております。

○高橋委員 私も、公平性、平等性、そして競争性、そのところはしっかり担保しないとい

けないと思うんですが、悩ましい問題ですよ。せっかく宮崎県のお金で購入するものがあるものですから。宮崎県の業者に落ちるように祈るしかないですね。

○宮脇福祉保健部次長 直接的な経済対策という意味では県内に金が落ちてほしいというのはありますけれども、そうなりますと、先ほど申しましたように競争性が確保できないということから、一般競争ということをお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 今のことだけど、総合評価方式で物品購入もできんかと思うんです。代理店があれば、総合評価でカウントして、そこに格差をつける。今言われたように公平性を保つということは悪いことではないけど、それだったら代理店があるところは何もメリットはないわけです。代理店があることによって、総合評価の中で物品購入のカウントはできんのかなど。これは一つの課題として考えていかにや、代理店の人は宮崎県で雇っておるわけだから。代理店もない、東京の本社が皆取ってしまえば、宮崎県の経済浮揚には何もならんわけです。そこ辺を含めて新たな課題としてやっていかなければ。建設業だけが総合評価ではなくて、物品購入なんかも含めて総合評価の仕組みを考えていかなければ、みんなが納得せん時代が来るだろうと思うんです。何が宮崎県のためになるのか、そういうことを考えた場合は、物品購入も総合評価方式でできんのかどうかということも含めて検討していくように、幹部会等で要請していかんやいかんのじゃないかという気持ちを持っておりますので、部としても今後の研究課題にしてもらいたい。

○徳重委員 同じく物品購入のことです。2

番、3番それぞれ更新ということですが、何年更新になっているんですか。

○宮脇福祉保健部次長 2番目のGC/MSにつきましては、平成7年度に導入したものを更新することとしております。それからHPLCにつきましては、平成元年度に導入されたものを更新するというのでございます。

○徳重委員 これは、今回補正がなかったらこのまま1年間通したわけですね。前のは全く使わないということでは理解していいんですか。

○宮脇福祉保健部次長 機器は、一般的には10年程度で老朽化と言われております。中身としては2つございまして、使用を続けることによって精度が劣化してくるというのが1つ。それと、機器について、日進月歩というか時代を見据えて改良がされていきますので、そういう意味で旧式化してしまうということではございます。本当は10年くらいで更新するのが望ましいわけですが、そこを相当無理して使っておったということではございます。今後は、更新でございまして、入れかえて新しい機械を使わせてもらうということではございます。

○横田委員 介護について、直接この事業とは関係ないかもしれませんが、関連ということで教えていただきたいんですけど、今度3%アップすると聞いているんですが、東京など大都会は上がるけど、宮崎とか下がるというふうに聞いたんですけど、実際そのようになるんでしょうか。

○大重長寿介護課長 3%の配分について、今案が出てきておりますけれども、それを見ましたときに下がるということではございません。ただ、有資格者を置いている場合に加算をしますよといったような形で、すべての施設に同じようにあげるということではないようです。です

から、下がるところはございませんけれども、全部が一律に3%上がるのかとなりますと、そうではないという状況でございます。

○横田委員 それと、介護関係の専門学校とかが今度の春の募集をやめるところがあるというふうにも聞いたんですけど、そういう流れは現実にあるのでしょうか。

○畝原福祉保健課長 専門学校は年々定員割れをしてきておまして、半分ぐらいになっているんじゃないかと思います。募集を停止するという話までは聞いていないんですけども、学生が集まりにくくなっているという状況は聞いております。

○横田委員 そういう話をちょっと聞いたものですから、ただでさえ人員確保が厳しい状況になっているのに、大変だなというふうに思ったものですからお聞きしました。ありがとうございました。

○丸山委員 残留農薬の機器の整備についてですが、緒嶋委員も言われましたとおり総合評価ももちろんなんですが、今回はあくまで緊急雇用対策ということが主眼だということであれば、県内優先というのが1次的じゃないのかなと。競争性も確かに必要であろうと思うんですけども、取り扱っている業者さんが2社しかないということであれば2社でも構わないという形で、県内を優先するというのは無理な話なんではないでしょうか。

○宮脇福祉保健部次長 これは結果としてでございますけれども、予算の議決をいただきましたら予算執行手続に入りまして、できましたら2月の下旬あたりにでも入札の公告を行って、入札の現地説明会を実施するという流れになっております。それで、現実に対応できるのは地元業者さんを中心にといった形になるうとは

思っているところでございます。

○丸山委員 今言われた話は、今使っている3つの機器も、メンテナンスを含めて現地の県内の企業さんがやっていたらいいから、県外はないだろうということで考えていると思っていんでしょうか。

○宮脇福祉保健部次長 県内あるいは県外の近場といったところが現実的な対応をされることになるだろうと考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、緒嶋委員が言われたとおり、何らかのことをもう少し考えていただいて、各入札については県内を基本的には優先という形も含めて、地域育成型とか県土整備部等でも考えていらっしゃいますので、ほかの物品に関しても多分そうだと思うんです。いろいろな機器があると思いますので、その辺はもうちょっと考えていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、基本的なことですけれども、今回の補正予算のことにに関して、繰り越しはだめだと財政課のほうが言われているということなんでしょうか。例えば介護に関しても、この時期を決めているけれども、人が集まらなかったときに、3月の15日から2週間なり6週間やるとかということがあった場合に、繰り越しということも考えられるんですが、そういうことはできないと思ったほうがいいんでしょうか。

○大重長寿介護課長 事業の構成としましては3月29日の実習で完結するというように考えております。ですから、定数が埋まりますようにいろいろな形でPRをしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 繰り越しはできない前提でこの日程が決まっていると考えたほうがいいということですか。

○畝原福祉保健課長 今回の特別対策は、21年3月までに措置すべき内容を緊急に対策したということになっておりまして、原則、今年度内に対応できるものを予算措置するというようになっておりますので、繰り越しということはありませんというふうにご考えております。

○丸山委員 そうなってきますと、2月になると大体わかると思いますので、2月議会では補正もあり得ると思ってよろしいですか。

○畝原福祉保健課長 国のほうで今2次補正が審議されております。今、我々もその情報をとっておるんですけども、国の2次補正の成立次第によっては、新たにまた補正ということをお願いすることもあるかもしれませんが、今のところ情報をとっている段階でございます。

○丸山委員 行政からすると年度末、年度末で切るのが当たり前かもしれませんが、県民からすると年度末とかは余り関係なくて、とにかく緊急の雇用とか生活をどうにかしてほしいという気持ちのあらわれがあるべきだという気がするものですから、その辺を行政としてぼんぼんと年度末で区切る。すべての事業が今回のそういう補正だと思っているんですけども、何か冷たさも感じるものですから、今後、本当に県民が安心して暮らせるためには、年度末という行政的な用語にこだわらず、継続性を持たれるような形で議論をしていただければありがたいと思っています。

○榑藤委員 長 それでは、質疑もかなり出そろったものということで、以上をもちまして、福祉保健部を終了させていただきます。

執行部の皆様には、大変御苦勞さまでした。
暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

○榑藤委員 長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○榑藤委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目について、特に御要望等がありましたらお出しいただきたいと思ひます。

○徳重委員 今、丸山委員から指摘されたんだけど、予算支出が29日となっていますね。29日は日曜なんです。そうしたら28日ということになりますよね。この日程ではお金が残ってしまうということに……。

土日は入らないというような言い方をされたのかな。介護施設の場合は土日でもやっているわけだから、雇いについては問題ないわけか。

○榑藤委員 長 平日5日という話をされたから。

○徳重委員 平日5日でしょう。日曜だからですね、入らなかった場合は、日にちが限定されているから、それはどうなるのかなという気がしたものですから、残ってしまうんじゃないかということですよ。そこ辺の確認をしていただいて認めるということにしていきたい。

○榑藤委員 長 予定としては、28日までと言うべきだったということですか。

○徳重委員 その範囲内でやると。

○丸山委員 正副委員長に一任をいたしますが、休憩をしてもらっていいですか。

○権藤委員長 休憩の要求がありましたので、
休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時46分再開

○権藤委員長 再開いたします。

委員長報告につきましては、御意見を踏まえて、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 では、そのようにいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 ないようでございますので、以上で委員会を終了いたします。

皆様には大変御苦労さまでした。

午前11時47分閉会